

3. 特定性犯罪（法第2条第7項及び第8項、附則第2条及び第3条関係）

（1）特定性犯罪（法第2条第7項、附則第2条関係）

法第2条第7項

（定義）

第二条 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に關する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 （略）

法附則第2条

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三

条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

令第2条

（特定性犯罪に該当する条例で定める罪）

第二条 法第二条第七項第六号の政令で定める罪は、次に掲げる条例で定める罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとする。

- 一 北海道青少年健全育成条例（昭和三十年北海道条例第十七号）
- 二 北海道迷惑行為防止条例（昭和四十年北海道条例第三十四号）
- 三 青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年青森県条例第三十四号）
- 四 青森県迷惑行為等防止条例（平成十三年青森県条例第五号）
- 五 青少年のための環境浄化に関する条例（昭和五十四年岩手県条例第三十五号）
- 六 公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成十一年岩手県条例第七十八号）
- 七 青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）
- 八 迷惑行為防止条例（昭和四十二年宮城県条例第二十九号）
- 九 秋田県迷惑行為防止条例（昭和三十九年秋田県条例第七十六号）
- 十 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）
- 十一 山形県青少年健全育成条例（昭和五十四年山形県条例第十三号）
- 十二 山形県迷惑行為防止条例（平成二十四年山形県条例第四十七号）
- 十三 福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）
- 十四 福島県迷惑行為等防止条例（平成十二年福島県条例第百九十号）
- 十五 茨城県迷惑行為防止条例（平成十三年茨城県条例第三十四号）
- 十六 茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成二十一年茨城県条例第三十五号）
- 十七 栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成十四年栃木県条例第六十二号）
- 十八 栃木県青少年健全育成条例（平成十八年栃木県条例第四十一号）
- 十九 群馬県迷惑行為防止条例（昭和三十八年群馬県条例第四十一号）
- 二十 群馬県青少年健全育成条例（平成十九年群馬県条例第十九号）
- 二十一 埼玉県迷惑行為防止条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）
- 二十二 埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）
- 二十三 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十九年千葉県条例第三十一号）
- 二十四 千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉県条例第六十四号）
- 二十五 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年東京都条例第百三十三号）
- 二十六 東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）

- 二十七 神奈川県青少年保護育成条例（昭和三十年神奈川県条例第一号）
- 二十八 神奈川県迷惑行為防止条例（昭和三十八年神奈川県条例第二十六号）
- 二十九 新潟県青少年健全育成条例（昭和五十二年新潟県条例第六号）
- 三十 新潟県迷惑行為等防止条例（平成十二年新潟県条例第五十二号）
- 三十一 富山県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年富山県条例第十七号）
- 三十二 富山県青少年健全育成条例（昭和五十二年富山県条例第四号）
- 三十三 石川県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年石川県条例第九号）
- 三十四 いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）
- 三十五 福井県迷惑行為等の防止に関する条例（昭和三十八年福井県条例第十三号）
- 三十六 福井県青少年愛護条例（昭和三十九年福井県条例第十五号）
- 三十七 山梨県迷惑行為防止条例（昭和三十八年山梨県条例第四十四号）
- 三十八 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）
- 三十九 長野県迷惑行為等防止条例（昭和三十九年長野県条例第八十六号）
- 四十 長野県子どもを性被害から守るための条例（平成二十八年長野県条例第三十一号）
- 四十一 岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）
- 四十二 岐阜県迷惑行為防止条例（昭和三十八年岐阜県条例第二十一号）
- 四十三 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和三十六年静岡県条例第五十五号）
- 四十四 静岡県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年静岡県条例第四十六号）
- 四十五 愛知県青少年保護育成条例（昭和三十六年愛知県条例第十三号）
- 四十六 愛知県迷惑行為防止条例（昭和三十八年愛知県条例第四号）
- 四十七 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三重県条例第十一号）
- 四十八 三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）
- 四十九 滋賀県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年滋賀県条例第三十六号）
- 五十 滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十二年滋賀県条例第四十号）
- 五十一 青少年の健全な育成に関する条例（昭和五十六年京都府条例第二号）
- 五十二 京都府迷惑行為等防止条例（平成十三年京都府条例第十七号）
- 五十三 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年大阪府条例第四十四号）
- 五十四 大阪府青少年健全育成条例（昭和五十九年大阪府条例第四号）
- 五十五 青少年愛護条例（昭和三十八年兵庫県条例第十七号）
- 五十六 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年兵庫県条例第六十六号）
- 五十七 奈良県迷惑行為防止条例（昭和三十九年奈良県条例第五号）
- 五十八 奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年奈良県条例第十三号）
- 五十九 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年和歌山県

条例第二十八号)

六十 和歌山県青少年健全育成条例（昭和五十三年和歌山県条例第三十六号）

六十一 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年鳥取県条例第二十二号）

六十二 鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年鳥取県条例第三十四号）

六十三 島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十年島根県条例第二十一号）

六十四 島根県迷惑行為防止条例（平成十九年島根県条例第四十一号）

六十五 岡山県迷惑行為防止条例（昭和三十八年岡山県条例第四十号）

六十六 岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）

六十七 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年広島県条例第十五号）

六十八 広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）

六十九 山口県青少年健全育成条例（昭和三十二年山口県条例第三十七号）

七十 山口県迷惑行為防止条例（平成十二年山口県条例第四十七号）

七十一 徳島県迷惑行為防止条例（昭和三十九年徳島県条例第五十七号）

七十二 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）

七十三 香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）

七十四 香川県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年香川県条例第五十号）

七十五 愛媛県迷惑行為防止条例（昭和三十八年愛媛県条例第三十五号）

七十六 愛媛県青少年保護条例（昭和四十二年愛媛県条例第二十号）

七十七 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年高知県条例第二十五号）

七十八 高知県青少年保護育成条例（昭和五十二年高知県条例第三十二号）

七十九 福岡県迷惑行為防止条例（昭和三十九年福岡県条例第六十八号）

八十 福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）

八十一 佐賀県迷惑行為防止条例（昭和三十九年佐賀県条例第四十四号）

八十二 佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）

八十三 長崎県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年長崎県条例第五十九号）

八十四 長崎県少年保護育成条例（昭和五十三年長崎県条例第十七号）

八十五 熊本県迷惑行為等防止条例（昭和三十九年熊本県条例第五十八号）

八十六 熊本県少年保護育成条例（昭和四十六年熊本県条例第三十号）

八十七 大分県迷惑行為防止条例（昭和四十年大分県条例第四十七号）

八十八 青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）

八十九 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和五十二年宮崎県条例第二十七号）

九十 宮崎県迷惑行為防止条例（平成十一年宮崎県条例第七十四号）

九十一 鹿児島県青少年保護育成条例（昭和三十六年鹿児島県条例第六十五号）

九十二 公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例（平成十一年鹿児島県条例第四十二

号)

九十三 沖縄県青少年保護育成条例（昭和四十七年沖縄県条例第十一号）

九十四 沖縄県迷惑行為防止条例（昭和五十年沖縄県条例第九号）

2・3 （略）

令附則第2項

（条例で定められていた罪についての法の適用関係）

2 法第二条第七項（第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして法の施行前に第二条第一項各号に掲げる条例で定められていた罪（法の施行の際現に当該条例で定められている罪を除く。）及び次に掲げる条例で定められていた罪は、法第二条第七項第六号に掲げる罪とみなす。

一 山形県迷惑行為防止条例による改正前の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和四十六年山形県条例第三十四号）

二 茨城県青少年の健全育成等に関する条例による改正前の茨城県青少年のための環境整備条例（昭和三十七年茨城県条例第六十号）

三 栃木県青少年健全育成条例（平成十八年栃木県条例第四十一号）による改正前の栃木県青少年健全育成条例（昭和五十一年栃木県条例第三十九号）

四 群馬県青少年健全育成条例による改正前の群馬県青少年保護育成条例（昭和三十六年群馬県条例第二十八号）

五 いしかわ子ども総合条例附則第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の石川県青少年健全育成条例（昭和五十三年石川県条例第三十六号）

六 島根県迷惑行為防止条例による改正前の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年島根県条例第三十四号）

○ 犯罪事実確認の対象となる「特定性犯罪」は、児童対象性暴力等に相当するものとして、次の①から⑥までに掲げる罪をいう。

① 刑法第176条（不同意わいせつ）、第177条（不同意性交等）、第179条及び第180条（監護者わいせつ及び監護者性交等並びにその未遂罪）、第181条（不同意わいせつ等致死傷）、第182条（16歳未満の者に対する面会要求等）及び第241条第1項若しくは第3項又は第243条（同項の罪に係る部分に限る。強盗・不同意性交等及び同致死の罪並びにその未遂罪）の罪（法第2条第7項第1号）^{6, 13}

¹³ 刑法（明治40年法律第45号）（抄）

（監護者わいせつ及び監護者性交等）

第百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第百七十六条第一項の例による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第百七十七条第一項の例による。（未遂罪）

第百八十条 第百七十六条、第百七十七条及び前条の罪の未遂は、罰する。

（不同意わいせつ等致死傷）

第百八十一条 第百七十六条若しくは第百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第百七十七条若しくは第百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

- ② 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和 5 年法律第 9 号）第 4 条（刑法第 241 条第 1 項の罪を犯す行為に係るものに限る。常習特殊強盗・不同意性交等）の罪（同項第 2 号）¹⁴
- ③ 児童福祉法第 60 条第 1 項（児童淫行）の罪（同項第 3 号）¹⁵
- ④ 児童ポルノ法第 4 条（児童買春）、第 5 条（児童買春周旋）、第 6 条（児童買春勧誘）、第 7 条（児童ポルノ所持、提供等）及び第 8 条（児童買春等目的の人身売買等）の罪（同項第 4 号）¹⁶

（強盗・不同意性交等及び同致死）

第二百四十一条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第七十七条の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は同条の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2（略）

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

（未遂罪）

第二百四十三条 第二百三十五条から第二百三十六条まで、第二百三十八条から第二百四十条まで及び第二百四十一条第三項の罪の未遂は、罰する。

¹⁴ 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和 5 年法律第 9 号）（抄）

第四条 常習トシテ刑法第二百四十条ノ罪（人ヲ傷シタルトキニ限ル）又ハ第二百四十一条第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ無期又ハ十年以上ノ懲役ニ処ス

¹⁵ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

②～⑤（略）

¹⁶ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一～二（略）

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

（児童買春）

第四条 児童買春をした者は、五年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

（児童買春周旋）

第五条 児童買春の周旋をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。

（児童買春勧誘）

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、七年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。

（児童ポルノ所持、提供等）

第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

2 児童ポルノを提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

4 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

5 前二項に規定するもののほか、ひそかに第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

8 第六項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

（児童買春等目的の人身売買等）

第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期徒刑に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

⑤ 性的姿態撮影等処罰法第2条（性的姿態等撮影）、第3条（性的影像記録提供等）、第4条（性的影像記録保管）、第5条（性的姿態等影像送信）及び第6条（性的姿態等影像記録）の罪（同項第5号）¹⁷

⑥ 都道府県の条例で定める罪であって、次のアからエまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの（同項第6号）

ア みだりに人の身体の一部に接触する行為

イ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ウ みだりに卑わいな言動をする行為（ア又はイに掲げるものを除く。）

エ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

¹⁷ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）（抄）（性的姿態等撮影）

第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為

イ 人の性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。）又は人が身に付けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十七条第一項に規定する性交等をいう。）がされている間における人の姿態

二 刑法第百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法第百七十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

（性的影像記録提供等）

第三条 性的影像記録（前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六条第一項の行為により生成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（対象性的姿態等（前条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第五条第一項第四号に掲げる行為により同項第一号に規定する影像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録にあつては、性的姿態等）の影像が記録された部分に限る。）を複写したものをいう。以下同じ。）を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（性的影像記録保管）

第四条 前条の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

（性的姿態等影像送信）

第五条 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 正当な理由がないのに、送信されることの情を知らない者の対象性的姿態等の影像（性的影像記録に係るものを除く。次号及び第三号において同じ。）の影像送信（電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。）をする行為

二 刑法第百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像（性的影像記録に係るものを除く。以下この号において同じ。）の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為

2 情を知って、不特定又は多数の者に対し、前項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像の影像送信をした者も、同項と同様とする。

3 前二項の規定は、刑法第百七十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

（性的姿態等影像記録）

第六条 情を知って、前条第一項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

- ⑥の都道府県の条例で定める罪であって政令で定めるものは、次の（ア）及び（イ）に掲げる罪をいう（令第2条第1項）。該当する条例の改廃については、都道府県及び都道府県警察に定期的に報告を求め、政令に反映することとしている。
 - （ア） 各都道府県の迷惑防止条例における⑥アからウまでに関する行為を罰する罪
 - （イ） 各都道府県の青少年健全育成条例における⑥エに関する行為を罰する罪

- なお、法第2条第7項の特定性犯罪の定義規定は、刑法等の条項を引用して罪を特定しているところ、刑法等の改正により次に掲げる変更が生じたものがある。
 - ・ 規定が削除されたことなどにより、現行の法律には条項がないもの
 - ・ 条項が変わったことにより、現行の法律の条項を引用した場合には改正前のものが指し示せなくなったもの
 - ・ 同じ条項であるが構成要件が変わったもの

- これらの規定により処罰された者も、法附則第2条により、犯罪事実確認の対象となる。具体的に対象となる罪は次の（一）から（三）までに掲げるとおり。
 - （一） 刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号。以下「刑法一部改正法」という。）による改正により削除された改正前の刑法第178条の2（集団強姦等）及び第181条第3項（集団強姦致死傷）並びに当該改正により条項が変わった改正前の刑法第241条（強盗強姦及び同致死）の罪又はこれらの罪の未遂罪（法附則第2条第1項第1号）
 - （二） 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）による改正により構成要件が変更された改正前の刑法第176条（強制わいせつ）及び第177条（強制性交等）並びに当該改正により削除された第178条（準強制わいせつ及び準強制性交等）の罪又はこれらの罪の未遂罪（同項第2号）
 - （三） 刑法一部改正法による改正により構成要件が変更された改正前の盗犯等の防止及び処分に關する法律第4条の罪（法附則第2条第2項）

- また、次の i 又は ii に掲げる条例で定められていた罪により処罰された者も、令附則第2項により、犯罪事実確認の対象となる。
 - i 法第2条第7項第6号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして、法の施行前に令第2条第1項各号に掲げる条例で定められていた罪（法の施行の際現に当該条例で定められている罪を除く。）
 - ii 次の（i）から（vi）までに掲げる条例で定められていた罪
 - （i） 山形県迷惑行為防止条例による改正前の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和46年山形県条例第34号）
 - （ii） 茨城県青少年の健全育成等に関する条例による改正前の茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）
 - （iii） 栃木県青少年健全育成条例（平成18年栃木県条例第41号）による改正前の栃木県青少年健全育成条例（昭和51年栃木県条例第39号）

- (iv) 群馬県青少年健全育成条例による改正前の群馬県青少年保護育成条例（昭和 36 年群馬県条例第 28 号）
- (v) いしかわ子ども総合条例附則第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の石川県青少年健全育成条例（昭和 53 年石川県条例第 36 号）
- (vi) 島根県迷惑行為防止条例による改正前の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和 38 年島根県条例第 34 号）

(2) 特定性犯罪事実該当者（法第2条第8項、附則第3条関係）

法第2条第7項

（定義）

第二条 （略）

2～7 （略）

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

法附則第3条

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

- 過去に特定性犯罪を行った事実がある「特定性犯罪事実該当者」は、該当する年数及び起算点に応じて次の①から③までに掲げる3つの類型に区分される。
- ① 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。以下「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの（法第2条第8項第1号）
 - ② 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの（同項第2号）
 - ③ 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの（同項第3号）
- ①の「拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者」又は③の「罰金を言い渡す裁判が確定した者」について、法第2条第8項各号に定める期間は、刑法第34条の2（刑の消滅）において規定する期間又は執行猶予期間を超えるものであるため、当該期間が経過して刑の言渡しの効力を失った者に

についても、特定性犯罪事実該当者か否かを確認できるよう、対象となる者を「拘禁刑（罰金）を言い渡す裁判が確定した者」と規定している¹⁸。

○ ①及び③の「刑の執行を受けることがなくなった」とは、刑の執行が免除された者のほか、大赦や特赦（恩赦法（昭和 22 年法律第 20 号）第 2 条から第 5 条まで）を受けた者をいう。刑の執行が免除される者としては、刑の時効（刑法第 31 条）が完成したものや、恩赦法による刑の執行の免除を受けたもの（恩赦法第 8 条）のほか、外国において確定裁判を受けたものであって、既に外国において言い渡された刑の執行を受けたことを考慮して刑の執行が免除されるような場合（刑法第 5 条）がある^{18 19}。

○ これら刑の執行を受けることがなくなった者については、いずれも法律上の効果として刑の執行を受けることがなくなった点において刑の執行を受け終わった者と同じであるため、刑の執行を受け終わった者と同じ扱いとなる。

○ なお、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により、懲役及び禁錮の刑が拘禁刑に改められているが、その施行前に確定した懲役の言渡しの裁判についても、法附則第 3 条により、法第 2 条第 8 項（第 1 号及び第 2 号の規定に係る部分に限る。）の拘禁刑の言渡しの裁判に含まれる。

¹⁸ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）（抄）
（外国判決の効力）

第五条 外国において確定裁判を受けた者であっても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。

（刑の時効）

第三十一条 刑（死刑を除く。）の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。

（刑の消滅）

第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。

2 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う。

¹⁹ 恩赦法（昭和 22 年法律第 20 号）（抄）

第二条 大赦は、政令で罪の種類を定めてこれを行う。

第三条 大赦は、前条の政令に特別の定のある場合を除いては、大赦のあつた罪について、左の効力を有する。

一 有罪の言渡を受けた者については、その言渡しは、効力を失う。

二 まだ有罪の言渡を受けない者については、公訴権は、消滅する。

第四条 特赦は、有罪の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。

第五条 特赦は、有罪の言渡の効力を失わせる。

第八条 刑の執行の免除は、刑の言渡しを受けた特定の者に対してこれを行う。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わった者であつて、まだ猶予の期間を経過しないものに対しては、その刑の執行の免除は、これを行わない。